

# 平成29年第1回 枚方市教育委員会 定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1	報告第10号 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
2	議案第20号 平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について

○開催日時 平成29年1月26日 午後2時00分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室



臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

平成29年1月26日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第14号 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

臨時代理第14号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

平成29年1月12日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「(介護休暇)」の次に「、第16条の2（介護時間）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

臨時代理第14号参考資料

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>(週休日の振替等)            第6条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項（校長に係るものを除く。）並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、<u>第16条の2（介護時間）</u>及び第17条（臨時的任用職員の休暇）の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理については、校長が行う。</p>	<p>(週休日の振替等)            第6条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項（校長に係るものを除く。）並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）及び第17条（臨時的任用職員の休暇）の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理については、校長が行う。</p>

議案第20号

平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成29年1月26日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 内容

平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、本調査及び保護者に対する調査に参加する。

2. 目的

平成29年度全国学力・学習状況調査に枚方市立小中学校が参加して、全国的な状況との関係において本市児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市児童・生徒の課題の改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育施策や教育指導に反映させ、以て本市児童・生徒の学力向上につなげる。

また、文部科学省が調査対象として抽出した学校において実施される保護者に対する調査についても、参加することにより、家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析し、その結果を本市の教育施策や教育指導の改善・充実に役立てる。

3. 参考書類

(1) 平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）【写し】

・・・1部 別紙1のとおり

(2) 平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

・・・1部 別紙2のとおり